

一般廃棄物処理基本計画の改訂等について

1. 計画改訂の概要

- 市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
- 基本計画については計画の目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行う。
- 現在の計画は、前計画策定後様々な施策の変更があり見直しの必要性が発生したため、平成27年度に中間見直しと併せて目標年次を平成36年度とする新たな計画を策定したもの。
- 今回の改訂は焼却施設の稼働による諸条件の変動のため、現状のごみ処理スキームに合わせた改訂を行うもの。

（参考）燃やせるごみ収集実績（分別変更前後）

	平成30年度	令和2年度	R2-H30
4月	440.56 t	590.02 t	149.46 t
5月	515.99 t	703.23 t	182.58 t

2. 他の計画等との関係

- 計画の策定に当たっては、国の「環境基本計画（平成5年法律第91号）」や「北海道廃棄物処理計画【第5次】」など国や道の計画等を踏まえるとともに、「第5期恵庭市総合計画」等の市の計画との整合も図りながら、ごみ及び生活排水を適正に処理していくために必要な事項を定める。

3. 家庭廃棄物組成調査の実施

- 恵庭市内から発生する家庭廃棄物について、ごみ種類別などの組成を調査し、ごみの排出の現状を把握するとともに、今後の廃棄物関係施策や市民PRのための基礎資料とする。
- 燃やせるごみ、燃やせないごみ2分別について、異なる時期に3回実施。

以上